

誓 約 書

南富良野町長 様

南富良野町有住宅の申込につき、入居する際には下記について誓約いたします。

なお、誓約事項を厳守出来ない場合は、南富良野町営住宅管理条例第37条第1項第1号及び第5号における明渡請求及び第44条第1項第2号における使用許可の取消しに応じることに同意いたします。

記

①南富良野町に住民登録をしていない場合には、入居後14日以内に入居者及び同居者全員の住民異動届（転入届）を届出いたします。

なお、南富良野町に住民登録している場合には、入居後14日以内に入居者及び同居者全員の住民異動届（転居届）を届出いたします。

②現在、住宅を所有している場合は、入居後1年以内を目途に取り壊しまたは売却いたします。

③申し込みをした入居者及び同居者以外は許可なく同居いたしません。

また、入居後に止むを得ず同居させようとする際には事前に申請をいたします。

④入居に当たりペット（危害を加える恐れのある動物、周囲に迷惑をかける恐れがある動物等）は飼いません。

⑤入居者及び同居者が暴力団員であることが判明した場合は、ただちに退去いたします。

⑥駐車場を設置している住宅に入居する際は、許可なく駐車場を使用いたしません。

⑦入居者及び同居者の所得が変更となった場合（就職・転職等）が速やかに届出いたします。

以上、誓約いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【申込者交付用】

南富良野町営住宅管理条例（抜粋）

（入居者の資格）

第6条

- （1） 南富良野町に住所を有する者、又は有することとなる者であること。
- （2） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- （5） その者又は同居者が暴力団員でないこと。

（同居の承認）

第12条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

（入居者の保管義務）

第22条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第26条 入居者は、町営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、現状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。

（住宅の明渡し請求）

第37条 町長は、入居者が次の各号の一に該当する場合において、当該入居者に対し、当該町営住宅の明渡しをすることができる。

- （1） 不正の行為によって入居したとき。
- （2） 家賃を3月以上滞納したとき。
- （3） 当該町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- （5） 第12条、第22条、第26条の規定に違反したとき。
- （7） 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により町営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

（使用許可の取消し）

第44条 町長は、次の各号の一に該当する場合において、町営住宅の使用許可を取消することができる。

- （2） 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

（駐車場の管理）

第51条 駐車場を使用しようとする者は町長の許可を得なければならない。

（使用者の資格）

第52条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- （1） 町営住宅等の入居者又は同居者であること。
- （2） 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- （4） 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

～保証人への情報提供～

保証人からの請求に基づき、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を保証人に対して提供する場合があります。